

東大和市指定管理者選定基準等検討部会設置要綱

(設置)

第1条 指定管理者の指定手続の公平かつ適切な執行を図るため、施設ごとに東大和市指定管理者選定基準等検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 指定管理者の募集に関すること。
- (2) 条例で定める事項に関すること。
- (3) 指定管理者と締結する協定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討部会は、総務部長、当該施設所管部長、管財課長、財政課長、契約検査課長、職員課長（新たに指定管理者制度を導入する施設に係る検討部会に限る。）及び当該施設所管課長の職にあるものをもって組織する。

2 検討部会には部会長を置き、当該施設所管部長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第5条 検討部会の庶務は、当該施設所管課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。